

令和2年度 第12回 3月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日時 令和3年 3月25日(木) 午前 9時 から
※ 場所 活性化センター 「結いの館」

※ 出席した委員

1. 渡委員 2. 脇田委員 3. 坂井委員 4. 時田委員 5. 前田委員 6.
倉本委員 7. 重野委員 8. 石原委員

※ 欠席した委員

無し

※ 出席した職員

産業振興課長、宝村補佐、吉原主事補、推進員2名

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 栄 平四郎 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 石原 将央 君
- ・日程第1 議事録署名委員の指名 3番 委員・4番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 令和3年3月25日(木)の1日間に決定
- ・日程第3 諸般の報告

○議長 特にありません。

- ・日程第4 協議事項 議案第12号『非農地証明について』

○議長 議案第12号「非農地証明」を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第6号につきまして提案理由の朗読と説明をいたします。

申請者は〇〇さんとなっております。非農地証明としてあがってきている土地が3つありまして、△△地区の――番地、――番地、――番地となっております。登記簿上は田んぼとなっております。現況は雑種地です。現在は農地として利用しておらず、周辺には民家などの建築

物が立地しており、周辺の民家へ支障をきたしている状況である。また、一部は駐車場となっている。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

○1 番委員

以前は、その場所は田んぼでした。持ち主の方のお父様がお元気な時は、たんかんをつくってました。その後、□□さんがかわれていましたが、持ち主の方などが都会の方に行かれまして、管理する方が少なくなり、たまに親戚の方が草刈りをしています。

○議 長

質疑ございませんか。

○3 番委員

目的は宅地ですか。基盤整備はしてませんよね。

○事務局

補足ですけど、この3つの土地いずれも農業振興地区域と農用地区域からは外されている状態ということでした。農業振興地区域と農用地区域からこの3つの土地は設定する時点からあらかじめ外されていたようです。

○推進員

非農地証明の案件でよくできるものなのですが、目的が宅地ということで、地域の環境をみると農業委員会も同意できるんですけど、通常、家をつくるとき5条を申請する時なら納得できるんですけど、何の目的もないのに非農地にするのはどうかと。非農地というのはわかりますが、目的が宅地だったら宅地にする時に変更の申請をあげてもらったらわかりやすい。ただ場所を見て非農地にしてほしいというので我々が判断できるかどうかはひっかかったところです。

○1 番委員

家が建つ流れとしては、宅地に変えてからではだめなのかなと。

○推進員

農振地域でもないし宅地として申請書をあげたらみんな納得するんじゃないですか。近辺みんな宅地ですから、なんら問題ないと思いますが、農地を非農地として扱うというのがちょっと。目的があるなら目的をだして、我々

が審議するのが普通であって。買う人が地目変更をしたら大丈夫ですよ。

- 議 長 5条申請であればいいってことですかね。
- 事務局 はい。
- 2番委員 地目変更をして宅地にすればいいんですか。
- 推進員 同時に宅地にするということで変更と5条申請をあげればいいんですよ。
- 議 長 結局、隣も宅地だし農振地域も外れてるし、申請して住宅を建てたいとなれば5条申請であれば誰でも購入して宅地に変更できるということですね。
- 推進員 ですから、買いたい人がいれば雑種地にする場合2段階にやらないで1回で宅地にしたほうがいいですよ。
買いたい人が家を建てたいからと5条申請をあげればいいんですよ。
- 議 長 このまま決議するか。5条であげてもらうか。5条で申請をした方がいいと思う方は挙手をお願いします。

～ 全 員 挙 手 ～

- 議 長 全員挙手でございます。来月、再度5条であげてもらって審査したいと思います。

議案第13号『耕作証明について』

- 議 長 議案第13号「耕作証明」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案第13号について、提案理由の朗読と説明を行いま

す。（資料参照の上、説明）

申請者は△△さんで、△△さんが自作したり借り入れしたりとか本人さんがもっている土地を耕作してるとい
う証明の願いがあがってきております。現況の地目の面
積は農業委員会の農家台帳の方で登録されている農地の
合計ということであげていただきました。

皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

- 議 長 質疑ありませんか。
- 3 番委員 耕作証明は何に使うのですか。
- 事務局 相続の登記の際に法務局に提出が必要とのこと。
- 推進員 農地の詳しい内訳がありませんがいいんですか。
- 事務局 出している元は農家台帳に登録されている△△さんの
所有農地から合計を出したのですが、様式自体が1枚で
すので申請上は問題ありませんが、来月の定例会で内訳
は提示したいと思います。
- 議 長 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これを
もって質疑を終了します。本案について許可する事に賛
成の諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

- 議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決
定いたします。

議案第14号『3条申請について』

- 議 長 議案第14号「3条申請」を議題に供します。事務局
より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案第14号について、提案理由の朗読と説明を行い

ます。（資料参照の上、説明）

今回は2件あがってきております。申請者は◇◇さん
で、農地の所有権の移転ということで◎◎地区一―番地、
登記簿上は畑、現状が畑で一―平米の土地の所有権の移
転ということであがってきております。申請の経緯なん
ですが、こちらの農地につきましては、以前☆☆さんと
土地の売買の契約を個人的にかわして、その段で農
業委員会に申請をしていなかったのもので、今回所有権の移
転というかたちであがってきております。皆様のご審議
の程よろしくお願いいたします。

○事務局

売買等は済んでいたもので、以前から管理はしていたん
ですけど、調べてみたら登記をしていなかったというこ
とで農業委員会に相談がきたので、今回名義の変更とい
うかたちであげてもらいました。

○推進員

この方は、農家要件の下限面積をみたしているんです
か。

○事務局

要件についてなんですが、もともと相続で土地がある
状態にプラスこの所有権の移転をして〇〇㎡になって下
限面積10aを超えているということであげています。

○議 長

他に質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これ
をもって質疑を終了します。

本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めま
す。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長

全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定
いたします。

議案第15号『3条申請について』

○議 長

議案第15号を議案に供します。事務局より議案の朗読

と提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第15号につきまして提案理由の朗読と説明をいたします。（資料参照の上、説明）
申請者は■■さんで所有権の移転です。取得後の面積の合計が〇〇㎡ということで農家になるための下限面積はクリアしております。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

○議長 質疑ございませんか。

○3番議員 作物はなんですか。

○事務局 営農計画書によるとさとうきびを栽培する予定になっております。

○議長 他に質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。本案について許可する事に賛成の諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議長 全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたします。

・日程第5 その他 『事務局よりの連絡・報告等』
・活性化センターの運用について

○議長 他にございませんか。無いようですので本日の日程は全部終了しました。
これをもって令和2年度第12回3月宇検村農業委員会定例総会を閉会します。お疲れさまでした。